

## HPVワクチンのキャッチアップ接種の経過措置に係る周知資材等について (厚生労働省HPに新しいリーフレット類が掲載されています)

平素は、本会事業の推進に格別のご高配を賜り、厚く御礼申し上げます。

厚生労働省の標記通知に関し、日本医師会より案内が届きましたので、情報提供いたします。

ヒトパピローマウイルス感染症に係る定期接種については、積極的勧奨の差し控えにより接種機会を逃した方に対して従来の対象年齢を超えて行う接種（キャッチアップ接種）の実施期間が令和7年3月31日までとされてきました。

しかしながら、令和6年夏以降の需要の大幅な増加に伴い、メーカーにおいてHPVワクチンの限定出荷が行われた状況等を踏まえ、期間中に接種を希望される方が接種機会を逃さないよう、経過措置として令和7年3月末までに接種を開始した場合、令和7年度も残りの接種回数分の費用を公費で完了できるようにする方針が昨年12月16日に開催された第59回厚生科学審議会予防接種・ワクチン分科会です承されています。

また、当該結論を受け、本年1月29日に開催された第60回厚生科学審議会予防接種・ワクチン分科会において関係法令の必要な改正手続きを進めていくこととなりました。

一般の通知は、本経過措置に関し、令和7年3月末までに接種を開始する必要があることから、その対象者や保護者等への周知・広報を含め、円滑な接種の実施のために必要な対応を講じるよう求めるとともに、周知資材等を情報提供するものです。

貴会におかれましてはご了知の上、会員医療機関へのご周知をお願い申し上げます。

### 記

#### ●厚生労働省ホームページ

・広報資材（検索エンジンで「厚労省 HPVワクチンに関する広報について」でもアプローチ可。

<https://www.mhlw.go.jp/stf/seisakunitsuite/bunya/kenkou/kekaku-kansenshou19/kouhou.html>



・HPVワクチンに関する情報提供資材

（検索エンジンで「厚労省 HPVワクチンに関する情報提供資材」でもアプローチ可）

<https://www.mhlw.go.jp/stf/seisakunitsuite/bunya/kenkou/kekaku-kansenshou19/leaflet.html>



#### ●参考（日本医師会ホームページ）

・日本医師会メンバーズルームから別添文書の閲覧が可能です。

[https://www.med.or.jp/japanese/members/bunsyo/data3/kenko2/2024ken2\\_1815.pdf](https://www.med.or.jp/japanese/members/bunsyo/data3/kenko2/2024ken2_1815.pdf)

※閲覧にはユーザー名とパスワードでのログインが必要です。

ユーザー名：会員ID（日医刊行物送付番号）の10桁の数字（半角で入力）です。

宛名シール下部に印刷されている10桁の数字です。

パスワード：生年月日の「西暦の下2桁、月2桁、日2桁」を並べた6桁の数字（半角）